

碧南市まなびさぽーと資金支給審査会次第

と き 令和6年6月24日（月）

午後2時から

ところ 碧南市役所5階 教育委員会室

1 開会

2 碧南市まなびさぽーと資金支給審査会委員の任命について

3 教育長あいさつ

4 会長あいさつ

5 副会長の指名

6 碧南市まなびさぽーと資金制度について…[参考資料1]

7 議題

(1) 令和6年度碧南市まなびさぽーと高校生新規申請者の認定について…[資料1]

(2) 令和6年度碧南市まなびさぽーと高校生継続申請者の認定について…[資料2]

8 その他

(1) 碧南市まなびさぽーと中学生の部について…[参考資料2]

(2) 次回開催予定について

令和6年10月23日（水）午前10時から（碧南市役所5階 教育委員会室）

9 閉会

令和6年度碧南市まなびさぽーと資金支給審査会委員名簿

氏 名	役 職 名	選 出 基 準	備 考
小田 智昭	碧南高等学校長	識見を有する者	会長
鈴木 政枝	碧南市主任児童委員代表	識見を有する者	
大村 健太	新川中学校 P T A 会長	識見を有する者	
石橋 渉	南中学校長	中学校長	副会長
山岸 芳樹	中央中学校長	中学校長	
森川 和浩	学校教育課長	識見を有する者	

- ・ 碧南市まなびさぽーと資金支給に関する条例第10条第2項の規定により、教育委員会が委員を任命することとなっている。
- ・ 碧南市まなびさぽーと資金支給に関する条例第11条第2項の規定により、教育委員会が委員のうちから会長を任命することとなっている。
- ・ 任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

○碧南市まなびさぽーと資金支給に関する条例

〔平成14年12月24日〕
〔条例第45号〕

改正 平成23年12月26日 条例第21号

碧南市奨学金支給に関する条例（平成3年碧南市条例第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、市の教育の振興を図り、将来社会に有用な人材を育成するため学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校及び中学校に在学する生徒に対する学資（以下「まなびさぽーと資金」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 まなびさぽーと資金の支給対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 経済的に修学困難であり、心身共に健全かつ成績優秀で、その他団体から奨学金を受けていない高校生
- (2) 科学教育に関する優秀な研究をした中学生又は中学生のグループ

（支給額等）

第3条 まなびさぽーと資金の支給額は、次の各号に掲げる区分について、当該各号に定める額とする。

- (1) 高校生 1人当たり月額9,000円
- (2) 中学生又は中学生のグループ
 - ア 最優秀賞 20,000円（同額相当の金券類を含む。以下この号において同じ。）
 - イ 優秀賞 10,000円
 - ウ 準優秀賞 5,000円
 - エ 努力賞 2,000円
 - オ きらり賞 1,000円

2 まなびさぽーと資金の支給方法は、口座振替の方法によるものとする。ただし、前項第2号アからオまでに定める額の支給については、この限りでない。

3 第1項第2号アからオまでに定める賞の支給件数は、一の年度において市長が別に定める件数とする。

(支給期間等)

第4条 まなびさぼーと資金の支給期間は、高校生にあっては支給を開始したときから現に在学する高等学校の正規の修学期間修了までとし、中学生にあっては年1回とする。

(支給申請等)

第5条 高校生は、まなびさぼーと資金の支給を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。

2 まなびさぼーと資金を支給する中学生は、教育委員会が決定する。

3 教育委員会は、前2項の支給の決定をしたときは、速やかにその旨を支給の決定をした高校生（以下「さぼーと高校生」という。）及び中学生又は中学生のグループ（以下「さぼーと中学生」という。）並びに在学学校長に通知するものとする。

(支給停止)

第6条 教育委員会は、さぼーと高校生がやむを得ない事情により休学したときは、その期間まなびさぼーと資金の支給を停止するものとする。

(支給の取消し)

第7条 教育委員会は、さぼーと高校生が次の各号のいずれかに該当するとき又はさぼーと中学生が第3号に該当すると認めたときは、まなびさぼーと資金の支給を取り消すものとする。

(1) 第2条に規定する要件を欠いたとき。

(2) 正当な理由なく休学したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により支給を受けたとき。

(返還)

第8条 教育委員会は、前条の規定に該当する者について、支給を受けたまなびさぼーと資金の全部又は一部を返還させることができる。

(審査会の設置)

第9条 教育委員会の諮問に応じ、まなびさぼーと資金の支給の対象者について審査するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、碧南市まなびさぼーと資金支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の組織)

第10条 審査会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 中学校長

(2) 識見を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(審査会の会長及び副会長)

第11条 審査会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員のうちから教育委員会が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第12条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第13条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(碧南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 碧南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成元年碧南市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表中「奨学金支給審査会委員」を「まなびさぼーと資金支給審査会委員」に改める。

附 則（平成23年12月26日条例第21号）

この条例は、平成24年4月1日から施行し、同日以後支給するまなびさぼーと資金に

ついて適用する。

○碧南市まなびさぽーと資金支給に関する 条例施行規則

平成15年 1 月27日教育委員会規則第 1 号

改正

平成23年12月26日教育委員会規則第 8 号

平成31年 4 月18日教育委員会規則第 3 号

令和 3 年 3 月19日教育委員会規則第 2 号

碧南市まなびさぽーと資金支給に関する条例施行規則

碧南市奨学金支給に関する条例施行規則（平成 3 年碧南市規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、碧南市まなびさぽーと資金支給に関する条例（平成14年碧南市条例第45号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（支給の申請方法）

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定によりまなびさぽーと資金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載したまなびさぽーと資金支給申請書に成績証明書、推薦書及び家庭状況調書を添付して、3 月 1 日から同月31日までに在学学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、当該申請期間に関わらず申請することができるものとする。

- （1） 住所、氏名及び生年月日
- （2） 高等学校名及び所在地
- （3） 保護者の住所、氏名及び本人との続柄
- （4） 申請理由

（支給件数）

第 3 条 条例第 3 条第 3 項に定めるまなびさぽーと資金の支給件数は、次の各号に掲げる区分について、当該各号に定める件数とする。

- （1） 最優秀賞 1 件
- （2） 優秀賞 2 件以内
- （3） 準優秀賞 2 件以内

- (4) 努力賞 15件以内
- (5) きらり賞 20件以内

(支給決定の通知)

第4条 教育委員会は、まなびさぼーと資金の支給を決定したときは、まなびさぼーと資金支給決定通知書を支給の決定をした高校生（以下「さぼーと高校生」という。）及び中学生又は中学生のグループ（以下「さぼーと中学生」という。）並びに在学学校長に通知するものとする。

(誓約書)

第5条 さぼーと高校生は、誓約書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(支給時期)

第6条 さぼーと高校生については、毎年7月及び12月にそれぞれ6月分を支給し、さぼーと中学生は、10月に支給する。

(継続手続)

第7条 さぼーと高校生は、毎年3月31日までに成績証明書及び家庭状況調書を教育委員会に提出しなければならない。

(異動の届出)

第8条 さぼーと高校生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに異動届を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学をしたとき。
- (2) 本人若しくは保護者の氏名又は住所の変更があったとき。

(停止及び取消しの通知)

第9条 教育委員会は、まなびさぼーと資金の支給の停止又は取消しをしたときは、まなびさぼーと資金停止・取消通知書をさぼーと高校生及びさぼーと中学生並びに在学学校長に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日教委規則第8号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月18日教委規則第3号）

この規則は、令和元年５月１日から施行する。

附 則（令和３年３月19日教委規則第２号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別記様式（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

碧南市教育委員会 殿

本 人 住 所

氏 名

保護者 住 所

氏 名

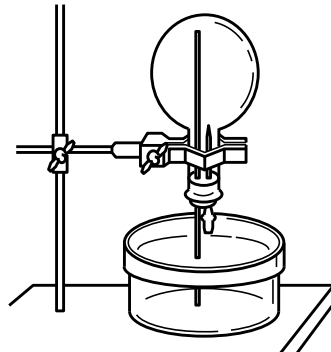
私は、碧南市まなびさぽーと資金支給に関する条例によるさぽーと高校生として、学業に励み人格の向上に努めることを保護者と連署をもって誓約いたします。

（規格 A4）

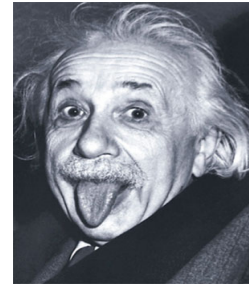
科学コンクール

募集のお知らせ

継続研究している個人やグループは、ぜひ応募してみよう！



『知識より
想像力』



アルベルト・アインシュタイン

【募集要領】

1 内 容

科学に関する研究

【部門】 A：実験を中心に追究したもの

B：観察・採集を中心に追究したもの

C：調べ学習を中心に追究したもの

2 対象者

碧南市内の中学生、個人又はグループ

3 受 付

令和6年9月2日（月）

4 提出先

理科担当の先生まで



5 形 式

A4 10枚程度のレポート形式

（写真・資料は、枚数に含む）

※ 作品がある場合は、一緒に提出

※ 表紙に、研究題名（部門）・学校名・学年・組・氏名を明記

※ 模造紙は不可

6 その他

レポートは返却しません。碧南市の中学生の教育のために使用させていただきます。

【表 彰】 審査により、以下の賞を選出する。

★最優秀賞 2万円（1点）

★優秀賞 1万円（2点以内）

★準優秀賞 5千円（2点以内）

★努力賞 2千円（15点以内）

★きりり賞 千円（20点以内）

■理科研究の進め方■

1 テーマを考える

- ① 理科に関係しているテーマを選ぶ。
- ② 自分の生活の中から見つけたテーマがよい。
- ③ いろいろな実験や観察ができそうなテーマがよい。
- ④ ある程度、疑問の答えが予想できる（仮説が立てられる）テーマがよい。
- ⑤ よいテーマを見つけることが、よい研究になるポイントである。

2 テーマについて事前調査をする

- ① 家の人、専門家などに聞く。
- ② 本で調べる。
- ③ インターネットで調べる。
- ④ 簡単な実験を試してみる

3 テーマを決定し、仮説を立てる

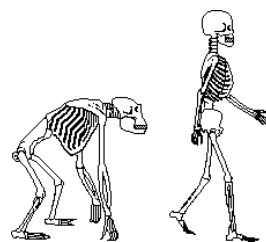
- ① 事前調査で解決してしまった場合は、「1 テーマを考える」に戻る。
- ② 事前調査をしているときに、新たに調べたいテーマが見つかった場合は、テーマを変更する。
- ③ 事前調査でテーマを明確にし、調べるポイントを絞る。
- ④ 自分なりの仮説を立てる。

4 追究する

- ① 仮説を確かめる実験方法を考え、実験する。
- ② 実験方法や測定方法など工夫し、実験を進める。
- ③ 実験を進める中で、仮説を訂正しながら、新たな実験方法を考え、実験する。また、新たな疑問が生じたときには、その都度、仮説を立て、実験を進める。（追究が深まるほどよい研究になる）
- ④ 実験の過程では、その都度、写真撮影をしておき、レポート作成のときに使用する。

5 研究のまとめのレポートを作成する

- ① これまでの優秀作品を参考にするとよい。（理科室の掲示板などに掲示してあります）
- ② 「■理科研究レポートの基本的なまとめ方■」（下記）を参考にする。
- ③ 見出しなど見やすいように、きれいに仕上げる。
- ④ 表や写真、グラフなどを使って分かりやすくする。
- ⑤ 家族や友達、先生に見てもらい、研究内容が分かりやすくまとまっているか確認し、わかりにくい箇所を訂正する。



■理科研究レポートの基本的なまとめ方■

以下のような順番でまとめていくと、すっきりまとまることが多い。しかし、必ずこれでなければならないというわけではないので、自分で考えてまとめる。まとめ方がよくわからないときは、先生に聞くとよい。

1 研究の動機

どうしてこの研究を始めようと思ったのか、その理由を簡単に書く。

2 研究を始める前に

研究を始める前に、研究のヒントを得るため、事前調査を行う。

- | | | |
|-----------------|----------------|-----------|
| (1) 家の人に聞く | (2) 専門家に聞く | (3) 本で調べる |
| (4) インターネットで調べる | (5) 自分たちでやってみる | |

3 研究の目的

研究の目的をはっきりさせ、科学的に追っていく。

4 研究の内容

- (1) 研究の仮説を立て、実験をし、その結果から1つずつ真実に迫っていく。
- (2) 結果のまとめ方は、表やグラフなどにし、わかりやすくする。
- (3) 実験の過程を写真で撮影しておき、レポートに貼り付けるとよい。

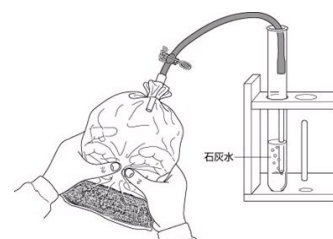
5 研究のまとめ

今までの研究をまとめ、研究の結論を出す。

※わかったこと、わからなかったことを明確にしておく。

6 おわりに

研究をやったの感想を簡単に書く。



【参考】過去の入選作品紹介 HP <http://www.city.hekinan.aichi.jp/kyouikuka/manabi/manabi.htm>